

都道府県山岳連盟（協会）
理事長殿
指導委員長殿

社団法人日本山岳協会
指導委員長 永井 豊
（公印省略）

平成23年度公認スポーツ指導者講師競技別全国研修会（講師研修会）開催要項

（アルパインクライミングB級主任検定員養成講習会）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より日山協の指導者育成ならびに研修活動にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度指導委員総会で「指導員の資格でも主任検定員資格を可能に出来ないか？」との要望がだされ、検討を行ってきました。

上級指導員の減少、高齢化により技術的・体力的に新規取得が困難になっていることを踏まえ、指導員資格保有者でも、指導員の養成・検定を行えるようにすることが必要であると結論に達しました。

従来の主任検定員規約の内容を一部改訂し、B級主任検定員資格を設定しました。

B級主任検定員資格は、指導員資格以上の資格保有者を対象とした主任検定員資格でアルパインクライミングの指導員養成講習会および検定会にのみ適用される資格です。

尚、従来の主任検定員はA級指導員に移行します。

以上のような趣旨から下記要項で、実施の運びとなり、この機会に是非多くの指導者に参加して頂きませうようお願い申し上げます。

謹白

記

- 1 期 日 平成23年11月12日（土）～13日（日）
- 2 場 所 神奈川県立山岳スポーツセンター施設及び周辺山城
〒259-1306 神奈川県秦野市戸川1392
TEL：0463-87-9025
- 3 参加資格 (財)日本体育協会公認山岳指導員以上の資格を有するもの
- 4 その他 積雪期については2月11・12日を予定しており別途通知いたします。

平成23年度講師研修会実施要領

- 1 期日 平成23年11月12日(土)～13日(日)
- 2 研修場所 神奈川県立山岳スポーツセンター施設及び周辺の山域
- 3 日程

11月12日(土)	11月13日(日)
10:00 受付	7:00 朝食
10:30 開講式	8:00 移動
10:45 机上講習 主任検定員制度 養成講習会 検定基準・評価	9:00 モミソ沢出合岩場 ロープの結び方 クライミングの基礎 フィックスロープ
12:00 昼食・準備	12:00 昼食・移動
13:00 実技講習(三ノ塔尾根) 用具、装備 歩行技術の基本と応用 地形図の見方	13:00 実技講習(センター) セルフレスキュー 16:00 解散
18:00 シャワー・夕食・情報交換会	
- 5 携行品 日帰り山歩き装備、筆記具、洗面用具、行動食2食
スリング(ソウンスリング) 60cm/2本、120cm/2本、180cm/1本、
フリクションノット用スリング/1本、カラビナ/5個(HMS環付1、ノーマル環付
1を含む)、ストック/1組、地形図1/25000「秦野」「大山」、コンパス
- 6 受講料 10,000円
- 7 宿泊、食事費 6,000円(1泊2食付)
- 8 参加募集人員 20名
- 9 申込み 別紙参加申込書、講習会・検定会履歴書、山歴書を9月30日(金)まで、日山協事務局宛
てに郵送してください。(事前に日山協事務局・指導あてにfax(03-3481-23
95)申込み可、但し後日に原書を提出)

アルパインクライミング B 級主任検定員設定理由と主たる改訂事項

設定理由

今年度の指導委員総会で「指導員の資格でも主任検定員資格を可能に出来ないか？」との要望が出され、検討を行ってきました。

上級指導員の減少、高齢化により技術的・体力的に新規取得が困難になっていることを踏まえ、指導員資格保有者でも、指導員の養成・検定を行えるようにすることが必要であるとの結論に達しました。

従来主任検定員規約の内容を一部改訂し、B 級主任検定員資格を設定しました。

B 級主任検定員資格は指導員以上の資格保有者を対象とした主任検定員資格で、アルパインクライミングの指導員養成講習会および検定会にのみ適用される資格です。

尚、従来主任検定員は A 級主任検定員に移行します。

主たる改訂事項（日山協公認主任検定員認定規約より抜粋）

（認定と受講資格）

第 2 条

※以下の項を追加

（3）主任検定員資格には A 級主任検定員と、B 級主任検定員とがある。

（4）B 級主任検定員については、アルパインクライミングにのみ適用する。

2 受講資格

（1）A 級主任検定員は公認山岳上級指導員以上、B 級主任検定員は公認山岳指導員以上の資格を有しているもの。

（2）都道府県山岳連盟（協会）（以下岳連という）に於いて、指導員養成講習会講師、検定員または登山技術講習会などで指導の実績を有しているもの。

（3）岳連会長の推薦を受けたもの

※（4）項、（5）項は削除

（有効期限）

第 6 条 有効期限は資格取得後 4 年間とする

※（2）項は削除

（更新登録） ※第 7 条を新設

第 7 条 有効期限内に主任検定員資格更新のための研修会に参加し、資格継続に問題ないと認められたものは、資格を継続する。

（2）更新のための研修に当たっては、論文審査は行われぬ。